

函館市監査等の結果等の公表に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、市民が市政に関する情報を容易に得られるよう、情報の公開に関する施策の総合的な推進を図るため、函館市監査等実施要綱（以下「要綱」という。）第11条第2項の規定に基づき、監査等の結果およびその他情報を公表する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象とする情報（以下「対象情報」という。）は、次に掲げる各号の情報とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）および地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）において、監査委員が公表するものとされている監査等の結果、措置状況および請求の要旨等
- (2) 第1条に掲げる目的の達成のため重要と認める情報
- (3) 監査委員および職務
- (4) 年間監査計画
- (5) 監査等の種類
- (6) 外部監査制度の概要

(公表の方法)

第3条 前条各号に規定する対象情報の公表の方法は、要綱第11条第1項の規定によるもののほか、次に掲げる各号の方法によるものとする。

- (1) 函館市情報公開コーナーの設置および管理運営に関する要綱（平成3年制定）第2条において設置される公開コーナーへの配置による方法
- (2) 函館市図書館条例（昭和25年函館市条例第25号）第3条に規定する函館市中央図書館および地区図書室ならびに配本所への配置による方法
- (3) 函館市ホームページに掲載する方法

2 前条第1号に掲げる対象情報は、要綱第11条第1項の規定による公

表のほか、前項各号の全部または一部の方法により公表するものとし、その方法は函館市監査事務局規程（昭和50年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）の定めるところにより監査事務局が決定する。

3 前条第2号に掲げる対象情報は、第1項各号の全部または一部の方法により公表するものとし、その方法は規程の定めるところにより監査事務局が決定する。

4 前条第3号から第6号に掲げる対象情報は、第1項第3号の方法により公表するものとする。

（公表の時期および期間）

第4条 対象情報の公表の時期は、第2条第1号の対象情報については、要綱第11条第1項による公表をした日の後、また同条第2号から第6号までの対象情報については、当該対象情報の内容が決定または確定した日の後、速やかに行うものとする。ただし、法および健全化法において、議会、市長または関係する行政委員会の長等が公表等することと定められた対象情報についてはこの限りでない。

2 前条第1項第1号および第2号の方法による公表の期間は、当該各号に規定する配置箇所の取扱いの例による。

3 前条第1項第3号の方法による公表の期間は、少なくとも3年間とするものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に公表した情報は、この要領の規定により公表した情報とみなす。